(b) 違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを求めるものとする。

20 19の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

21 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

22 仲裁又は調停に係る費用の紛争当事者による負担については、次のとおりとする。

(a) 4(a)及び(b)に規定する仲裁又は調停の場合には、投資紛争が付託された仲裁又は調停のための機関が、仲裁手続又は調停手続に関する手続規則に従って定める。

(b) 4(c)に規定する仲裁の場合には、適用可能なときは、紛争投資家により選択される仲裁手続に関する手続規則に従って定める。

(c) 4(d)に規定する仲裁の場合には、手続規則に従って定める。ただし、そのような手続規則が存在しないときは、紛争当事者の合意に従って定める。

第十九条　一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定（第十四条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(e) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

(f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 一方の締約国は、この協定（第十四条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の効力発生の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であって次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

(a) 関係の分野及び小分野又は事項

(b) 当該措置に関係する義務又は条項

(c) 当該措置の法的根拠

(d) 当該措置の簡潔な説明

(e) 当該措置をとる目的

第二十条　一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第十六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次のすべてのことを満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十一条　信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が金融、為替及び関連する信用政策（為替の変動の緩和、投機的な資本の流入の制限又は国内価格の安定性の確保を含む。）を遂行するための一般的に適用される無差別的な措置を採用することを妨げるものと解してはならない。

第二十二条　知的財産権

1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があった場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第二十三条　租税

1 この協定のいかなる規定も、この条に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

3 第九条1から3まで及び第十三条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受ける権利に関する無差別待遇は、租税に係る課税措置について適用する。